

**にかほ市自治基本条例（素案）
への意見を募集します！**



検討委員代表から中間答申を受ける市長

への意見を募集します！

平成19年3月に、にかほ市自治基本条例策定検討委員会（市民委員と市内各団体推薦委員13名）に諮問していた「にかほ市自治基本条例」に

ついて、先の12月15日、市長へ中間答申（素案）がありました。

【自治基本条例とは】
平成12年4月1日に地方分権一括法が施行されたことにより、国による地方分権や県からの権限移譲が進展する現在、市が行政運営を行うにあたり、まちづくりの方向性、市民の権利と義務、議会や行政の役割と責務、市民参加や協働のまちづくりのあり方など、自治の基本理念や基本的制度を条例として定めるものが自治基本条例であり「**自治体の憲法**」といえるもの

平成19年3月に、にかほ市自治基本条例策定検討委員会（市民委員と市内各団体推薦委員13名）に諮問していた「にかほ市自治基本条例」について、先の12月15日、市長へ中間答申（素案）がありました。

今後、この素案へ市民の皆さんのお意見を募集し、寄せられた意見を参考に条例案に反映させていきます。

◎意見等の取り扱い

素案の概要（一部抜粋）

灯油購入費等を助成します

にかほ市共通商品券1万円分を即日交付

市では、昨年に引き続き、生活支援を必要とする世帯に対して、灯油代等の生活費の一部を助成します。対象になると思われる世帯に申請書を郵送していますので、住所・氏名等必要事項を記入し、印かんを持参のうえ、申請してください。

●対象となる世帯

▼生活保護世帯

▼平成20年12月1日現在、にかほ市に住民登録している世帯で、平成20年度の市民税が非課税の世帯のうち次の①～④いずれかに該当する世帯

①高齢者世帯：昭和19年4月1日以前に生まれた65歳以上のみで構成される市民税非課税世帯

②障害者世帯：▽身体障害者手帳「1級～3級」、または介護保険制度で障害者控除対象者として認定された人が同居している市民税非課税世帯

●対象となる世帯

▼生活保護世帯

▼平成20年12月1日現在、にかほ市に住民登録している世帯で、平成20年度の市民税が非課税の世帯のうち次の①～④いずれかに該当する世帯

①高齢者世帯：昭和19年4月1日以前に生まれた65歳以上の構成される市民税非課税世帯

②障害者世帯：▽身体障害者手帳「1級～3級」、または介護保険制度で障害者控除対象者として認定された人が同居している市民税非課税世帯

▽療育手帳（AまたはB）、精神障害者保健福祉手帳「1級または2級」の交付を受けている市民税非課税世帯

③ひとり親世帯：母親または父親と、平成2年4月2日以後に生まれた児童のみで構成される市民税非課税世帯

④寡婦世帯：かつて、ひとり親世帯であつた母親が再婚していない市民税非課税世帯

①高齢者世帯：昭和19年4月1日以前に生まれた65歳以上ののみで構成される市民税非課税世帯

②障害者世帯：▽身体障害者手帳「1級～3級」、または介護保険制度で障害者控除対象者として認定された人が同居している市民税非課税世帯

▽療育手帳「AまたはB」、精神障害者保健福祉手帳「1級または2級」の交付を受けている市民税非課税世帯

③ひとり親世帯：母親または父親と、平成2年4月2日以後に生まれた児童のみで構成される市民税非課税世帯

④寡婦世帯：かつて、ひとり親世帯であった母親が再婚していくない市民税非課税世帯

●申請の受付
混雑を防ぐため、休日臨時窓口を開設します。
○受付時間 午前9時～午後6時
○期日 1月10日(土)
会場 金浦庁舎玄関ホール
○期日 1月11日(日)
会場 象潟公民館2階大ホール
○期日 1月12日(月祝日)
会場 スマイル2階コンベンションホール
※住んでいる地域に関係なく、どの会場でも申請できます。

▼申請者（世帯主）本人と確認できるもの（運転免許証・保険証・介護保険証等）
※代理人申請の場合、申請者本人の印かん、本人確認証のほか、代理人の印かん、本人確認証も必要となります。

素案の概要（一部抜粋）	
○意見等の取り扱い	所、氏名等は公表しません。また、意見に對して個別の回答はしませんが、意見等の内容と、それに対する市の考え方を公表します。
○条例案の決定にあたっては、市民の皆さんから提出された意見を十分考慮します。	条例案の決定にあたっては、市民の皆さんから提出された意見を十分考慮します。
○意見の提出方法および提出場所	次の一①～④、いずれかの方法により、任意の書式（住所、氏名、電話番号、年齢を明記）で提出してください。 ①総務部総務課（象潟庁舎）または仁賀保・金浦各市民センターへ持参 ②郵送 ③ファクシミリ ④電子メール
○問合先	〒018-0192 にかほ市象潟町字浜ノ田1 にかほ市役所総務部総務課 行政係
第3章 市政運営（12～17条）	第1章 総則（1～3条）
第4章 情報の共有（18～22条）	第2章 市民、事業者、市議会及び市の役割（4～11条）
第5章 参画及び協働（23～30条）	第4条（市民の権利及び責務）
第6章 国及び他の地方公共団体等との連携（31～33条）	市民は、市の情報を知る権利及びまちづくりに参画をする権利を有する。
第7章 最高規範性等（34～35条）	2市民は、まちづくりの主役であることを強く認識し、主体的にまちづくりに参画することにより、市及び市民相互による協働のまちづくりに努めるものとする。
E-Mail:jichi@city.nikaho.lg.jp	（前文） 今後にいかほ市のまちづくりは、市民一人ひとりが市政の主役として、市議会や行政とともに透明性と持続性のある協働のまちづくりを推進していく必要があります。